

■計画策定の目的・期間

住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居を促進させるために必要な施策を、総合的かつ効果的に進めていくことを目的とし、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間を計画期間とする。

■住宅確保要配慮者の範囲

【住宅セーフティネット法】

- ・低額所得者 ・被災者（発災後3年以内） ・高齢者 ・障害者基本法第2条第1号に規定する障害者
- ・子ども（高校生相当以下）を養育している者

【国土交通省令】

- ・外国人 ・中国残留邦人等 ・児童虐待を受けた者 ・ハンセン病療養所入所者等 ・DV被害者 ・北朝鮮拉致被害者等
- ・犯罪被害者等 ・更生保護対象者 ・生活困窮者 ・東日本大震災による被災者 ・供給促進計画で定める者

【東京都住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画】

- ・海外からの引揚者 ・新婚世帯 ・原子爆弾被爆者 ・戦傷病者 ・児童養護施設退所者 ・LGBTQ
- ・U・I・Jターンによる転入者 ・住宅確保要配慮者に対して生活支援等を行う者

【西東京市】上記のほか、様々な事情により西東京市が住宅確保要配慮者と認める者

■賃貸住宅の課題と供給目標

(1) 公的賃貸住宅 需要に対し供給が足りていない状況であり、公的賃貸住宅の供給主体と連携し、住宅確保要配慮者の状況に応じた公的賃貸住宅の供給を目指す。

(2) 民間賃貸住宅 協力不動産店は増えてきたものの、年齢や障害等で断られる案件は依然として多く、住宅セーフティネット制度に基づく登録住宅を増やすことで、住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅の供給を促進する。特に住宅確保要配慮者のみが入居することのできる専用住宅の登録数の増加を目指す。

【専用住宅の目標戸数】

市支援制度の50%以上が高齢者世帯からの相談のため、専用住宅の目標戸数のうち、50%を高齢者専用住宅にする。

年度末における	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
目標戸数	12	27	32	37	52

■賃貸住宅の供給促進のために必要な施策

(1) 公的賃貸住宅

市が管理するすべての住宅は用途廃止し、UR住宅・住宅供給公社住宅・都民住宅の供給主体と連携し、住宅セーフティネット制度を活用した家賃低廉化補助金の対象住宅を増やす。また、都営住宅地元割当募集を積極的に行うとともに、申込手続きが難しい方には申込方法や募集内容の相談に応じるなどの寄添う形での情報提供を行う。

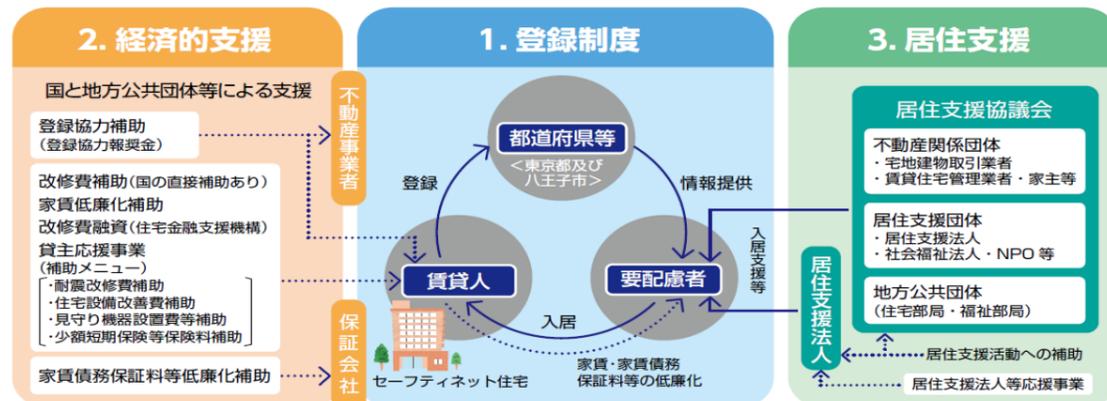
(2) 民間賃貸住宅

- ① 居住支援の連携体制の強化
- ② 登録住宅の増加に向けた施策
- ③ 入居の促進のための施策
- ④ 賃貸人等の住宅確保要配慮者に対する理解促進と不安解消
- ⑤ 民間賃貸住宅、サービス付き高齢者向け住宅等の情報提供
- ⑥ 住宅確保に係る各種補助・助成制度

(3) 居住安定確保のための取組み

- ① 低額所得者世帯
 - ・市内の福祉関係部署や社会福祉協議会、居住支援法人等と連携しながら安定した居住が続けられるよう支援する。
 - ・生活保護世帯は、家賃の代理納付や口座引落とし等を活用することで賃貸人の不安を解消する。
- ② 災害被災者世帯
 - ・都営住宅への罹災者の一時的受入れの活用や西東京市営住宅条例に基づく市営住宅への一時的な受入れの検討により、当面の居場所の確保をしたうえで、安定的な住まい確保を支援する。
- ③ 高齢者世帯
 - ・高齢者が毎日を生き生きと過ごすために、地域とのつながりが持てるよう支援する。
 - ・専用住宅を増やし、家賃低廉化補助制度を活用する。
- ④ 障害者等世帯
 - ・空き家の所有者に対し、補助制度を利用した住宅改修によるバリアフリー化した住宅を賃貸できるよう、働きかけを行う。
 - ・サブリースを行う居住支援法人等に対し支援を検討する。
- ⑤ 子育て世帯
 - ・子どもが安心して過ごせる居場所づくりや子育て世帯に対する理解醸成を図る。
- ⑥ 外国人世帯
 - ・外国語への対応として、翻訳機や多言語通訳タブレットを活用しながら住宅相談の対応をする。
- ⑦ 児童養護施設退所者
 - ・家賃低廉化補助制度を活用した、公営住宅並みの家賃の物件に入居できるよう専用住宅を増やす。
- ⑧ DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者
 - ・生活拠点の確保や加害者からの追跡等が及ばないよう、庁内関係部署と連携し、安定した住まいを確保する支援をする。
- ⑨ 更生保護対象者
 - ・市内の福祉関係部署や保護司、居住支援法人等と連携を図り、住まいを確保し、居住を支援する。

住宅セーフティネット制度の概要図



資料：国土交通省ホームページ